

## 一般名処方加算のお知らせ

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称のより処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

### ※一般名処方とは

お薬の「商品名」でなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

なお、令和6年10年より医療上の必要性があると認められない場合、先発医薬品を希望された場合は、一部負担金が増える場合がありますので、詳細は薬局あるいは受付等にご相談ください。

2026年6月 改定

おかがわ内科・小児科